

第十号議案

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十三年二月十五日

提出者

江戸川区長 多

田

正

見

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和三十年七月江戸川区条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第四項中「第十六条第五項及び」を削る。

第十六条第五項中「（週休日における勤務のうち人事委員会の承認を得て区規則で定めるものを除く。以下この項において同じ。）」を削る。

付 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

（説明）

月六十時間を超える時間外勤務時間の積算の基礎に日曜日又はこれに相当する日の勤務時間を加える必要があるもので、本案を提出いたします。